

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

106

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

厚生労働大臣又は都道府県知事が保険医療機関等に対して指導及び監査業務を行う際、診療報酬明細書を収集できることの明確化

## 提案団体

埼玉県

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

厚生労働大臣又は都道府県知事が保険医療機関等に対して指導及び監査業務を行う際、診療報酬明細書を収集できることを通知等(通知、指導大綱・監査要綱など)で明確化すること。

## 具体的な支障事例

県及び管轄の地方厚生局では、指導については、健康保険法第73条、船員保険法第59条、国民健康保険法第41条、高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定に基づいて、監査については健康保険法第78条、船員保険法第59条、国民健康保険法第45条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第72条の規定に基づいて、保険医療機関等に対して診療報酬の請求について共同で指導及び監査を行っている。

それらについて、「指導大綱・監査要綱」に沿った業務を行う場合、診療報酬明細書を収集する必要がある。

患者の診療報酬明細書は、市町村及び後期高齢者医療広域連合から収集している。その診療報酬明細書には、療養の給付を受けた被保険者の氏名や傷病名、診療内容等の個人情報に記載されているところ、保険医療機関等に対し指導及び監査を行うに当たり被保険者の情報を厚生労働大臣又は都道府県知事が収集することができる旨が明確化されていない。そのため、市町村及び後期高齢者医療広域連合から診療報酬明細書提出の根拠に関する問い合わせがあるものの明確に回答することができず、対応に時間が割かれ、市町村及び後期高齢者医療広域連合においても提供の判断を下すのに時間を要している。

なお、指導をする際は、医療機関が保険者に提出した診療報酬明細書と患者の診療録を突き合わせて指導を行う。そのため、個人が特定ができない場合、指導対象患者を指定することができなくなってしまうことから、匿名化した情報により指導を行うことはできない。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

指導・監査業務に必要な診療報酬明細書を速やかに収集できることで事務の効率化につながる。

## 根拠法令等

健康保険法第73条・78条、船員保険法第59条、国民健康保険法第41条・45条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第66条・72条、保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について(平成7年12月22日付保発第117号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、柏市、神奈川県、長野県、京都府、大阪府、岡山県

○指導等で必要となる診療報酬請求明細書等の提供について、保険者の中には、個人情報である事を理由に断られる事例は増えている。指導等の効果を上げるためにも、診療報酬明細書等の収集が不可欠である。

#### 各府省からの第1次回答

御指摘の診療報酬明細書の収集の根拠規定に関する明確化については、個人情報保護等の観点から関係省庁と協議等を行いながら検討してまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

保険医療機関等への指導及び監査は、国民健康保険法等の関係法令上、法定受託事務とされており、国から発出されている「指導大綱・監査要綱」に沿って指導及び監査を行う場合、診療報酬明細書を収集する必要がある。

それにもかかわらず、指導及び監査を行うに当たり被保険者の情報を厚生労働大臣又は都道府県知事が収集することができる旨が明確化されていないことから、根拠に関する問い合わせに対して明確に回答することができず、対応に時間が割かれ、市町村及び後期高齢者医療広域連合においても提供の判断を下すのに時間を要している。

指導・監査業務に必要な診療報酬明細書を速やかに収集できることで、事務の効率化につながると考えている。早期の実現を目指し検討を進めていただき、あわせて検討内容及びスケジュールについて具体的にお示しいただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

【全国知事会】  
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

御指摘の診療報酬明細書の収集の根拠規定に関する明確化については、個人情報保護等の観点から関係省庁との協議等や、どのような方法で明確化を行うことが適切なのかについての検討を行うことが必要である。そのため、まずはこれらの事項についての協議等を行った上で検討を進めてまいりたい。

#### 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

##### 5【厚生労働省】

(22)国民健康保険法(昭33法192)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)

(ii)都道府県及び地方厚生(支)局における円滑な事務の実施に資するよう、保険医療機関等に対する療養の給付等に係る診療の内容又は診療報酬の請求に関する指導及び報告等に必要となる診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の収集の根拠を明確化することについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。